

大分県報

平成二十九年
号外 (三〇)
三月三十一日

(金曜日)

目次

規則

大分県自然環境保全条例施行規則の一部改正……………一

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正……………一

告示

救急病院等の認定……………二

監査委員告示

大分県監査事務局規程の一部改正……………二

雑報

公営住宅等の管理代行……………二

規則

大分県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

大分県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

大分県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「企画振興部」を「生活環境部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十四号

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六価クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格K〇一〇二の六五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。」を加え、同表の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇ニミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表の一・三―ジクロロプロペンの項の次に次のように加える。

クロロエチレン

検液一リットルにつき
〇・〇〇ニミリグラム
以下であること。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について
（平成九年環境庁告示第十号。以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）
付表に掲げる方法

別表第一のセレンの項中「又は六七・三」を「六七・三又は六七・四」に改め、同表のふつ素の項中「に定める方法又は」を「若しくは三四・四に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び」に改め、同表のほう素の項中「若しくは四七・三に定める方法又は環境基準告示付表七に掲げる」を「四七・三又は四七・四に定める」に改める。

別表第二の六価クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格K〇一〇二の六五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。」を加え、同表の砒素の項中「又は六一・三」を「六一・三又は六一・四」に改め、同表の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇ニミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表の一・三―ジクロロプロペンの項の次に次のように加える。

クロロエチレン

一リットルにつき〇・
〇〇ニミリグラム以下
であること。

地下水の水質汚濁に係る環境基準付表に掲
げる方法

別表第二のセレンの項中「又は六七・三」を「六七・三又は六七・四」に改め、同表の

ふっ素の項中「に定める方法又は」を「若しくは三四・四に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一c）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び」に改め、同表のほう素の項中「若しくは四七・三に定める方法又は環境基準告示付表七に掲げる」を「四七・三又は四七・四に定める」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第二百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	婦巖会みえ病院	豊後大野市三重町赤嶺一二五〇番地一	平二九・四・一から 平三二・三・三一まで

○監査委員告示

大分県監査委員告示第一号

大分県監査事務局規程（平成四年大分県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県代表監査委員 首 藤 博 文

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○雑 報

大分県住宅供給公社理事長直野清光から、白杵市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があつた。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定により、次のとおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

大分県住宅供給公社理事長 直 野 清 光

一 白杵市に代わつて公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 白杵市に代わつて管理を行う公営住宅等の名称
白杵市営住宅条例（平成十七年白杵市条例第七十七号）別表第一に規定する公営住宅

三 白杵市に代わつて行う公営住宅等の管理の内容
1 白杵市営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第二十七条	入居者の公募の方法に関する事務
第二十八条	公募の例外に関する事務
第三十一条	入居の申込み及び決定に関する事務
第三十二条	入居者の選考に関する事務
第三十三条	入居補欠者に関する事務
第三十四条	住宅入居の手続に関する事務
第三十五条	同居の承認に関する事務
第三十六条	同居の承継に関する事務
第五十一条	住宅の増築等の制限に関する事務
第五十五条	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第五十七条	住宅のあっせん等に関する事務
第五十八条第一項	期間通算に関する事務
第五十九条第二項及び第三項	収入状況の報告の請求等に関する事務

<p>第六十四条 第六十五条第一項、第五項及び第六項 第七十八条 第八十条 第八十一条 第八十二条 第八十六条 第八十八条 第八十九条</p>	<p>市営住宅の検査に関する事務 市営住宅の明渡請求に関する事務 使用許可に関する事務 使用の申込みに関する事務 使用者の選考に関する事務 使用の手続に関する事務 使用許可の取消しに関する事務 市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務 立入検査に関する事務</p>
<p>2 家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務 3 公営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務 四 白杵市に代わって公営住宅等の管理を行う期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p>	